

第83回定例会

伊方町議会議録

NO. 1

令和7年12月10日 開会

伊方町議会

第 83 回伊方町議会定例会会議録（第 1 号）

招集年月日	令和 7 年 12 月 10 日
招集の場所	伊方町庁舎 4 階議場
開会（開議）	12 月 10 日 10 時 00 分宣告
出席議員	1 番 阿部 孝志 2 番 安堂 廣道 3 番 田村 義孝 4 番 加藤 智明 5 番 高月 芳人 6 番 木嶋 英幸 7 番 末光 勝幸 8 番 清家慎太郎 9 番 山本 吉昭 10 番 小泉 和也 11 番 中村 敏彦 12 番 吉川 保吉 13 番 阿部 吉馬 14 番 福島 大朝
欠席議員	なし
欠 員	なし
本会議に職務のため出席した者の氏名	事務局長 菊池 暁彦 書記 藤川 輝之 書記 松下 洋二 書記 井上 宗太郎
地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の氏名	町 長 高門 清彦 副 町 長 菊池 隼人 教 育 長 中井 雄治 監 査 委 員 門田 光和 総 務 課 長 井上 恵隆 総 合 政 策 課 長 谷村 栄樹 防 災 統 括 監 兵藤 貞樹 町 民 課 長 山下 博文 保 健 福 祉 課 長 由井 一隆 長 寿 介 護 課 長 井上 操 建 設 課 長 辻 龍彦 観 光 商 工 課 長 田所 孝之 農 林 水 産 課 長 林 栄作 上 下 水 道 課 長 山内 清秀 学 校 教 育 課 長 阿部 茂之 生 涯 学 習 課 長 山本 宏貴 会 計 管 理 者 三好 利文 瀬 戸 支 所 長 三好 要 三 崎 支 所 長 竹内 元昭
町長提出の項目	報告第 9 号 町長の専決処分事項報告について 議案第 92 号 伊方町防災行政用無線局条例の一部を改正する条例制定について 議案第 93 号 伊方町議会議員の議員報酬及び期末手当並びに費用弁償支給条例の一部を改正する条例制定について 議案第 94 号 伊方町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について 議案第 95 号 伊方町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について 議案第 96 号 伊方町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について 議案第 97 号 伊方町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について

	議案第 98 号 伊方町税条例の一部を改正する条例制定について 議案第 99 号 伊方町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について 議案第 100 号 伊方町立学校設置条例の一部を改正する条例制定について 議案第 101 号 伊方町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定について 議案第 102 号 伊方町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例制定について 議案第 103 号 伊方町税条例の特例に関する条例を廃止する条例制定について
議員提出議案の項目	なし
委員会提出議案の項目	なし
その他	なし
議事日程	議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。(会議規則第 21 条)
会議録署名議員の指名	議長は、会議録署名議員に次の 2 人を指名した。(会議規則第 127 条)
	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> 11 番 中村敏彦議員 12 番 吉川保吉議員 </div>

伊方町議会第83回定例会議事日程（第1号）

令和7年12月10日（火）
午前10時00分 開議

1 開会宣告

1 町長招集挨拶

1 議事日程報告

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

第 3 諸般の報告「定期監査報告及び例月現金出納検査結果報告」
「議員派遣結果報告」

第 4 一般質問

第 5 町長の専決処分事項報告について（報告第9号）

第 6 伊方町防災行政用無線局条例の一部を改正する条例制定について
（議案第92号）

第 7 伊方町議会議員の議員報酬及び期末手当並びに費用弁償支給条例の一部を
改正する条例制定について（議案第93号）

第 8 伊方町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定につい
て（議案第94号）

第 9 伊方町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
（議案第95号）

第10 伊方町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正す
る条例制定について（議案第96号）

第11 伊方町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について
（議案第97号）

第12 伊方町税条例の一部を改正する条例制定について（議案第98号）

第13 伊方町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について
（議案第99号）

第14 伊方町立学校設置条例の一部を改正する条例制定について
（議案第100号）

第15 伊方町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定
について（議案第101号）

第16 伊方町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例制定につ
いて（議案第102号）

第17 伊方町税条例の特例に関する条例を廃止する条例制定について
(議案第103号)

1 散会宣告

開会宣告（10時00分）

○議長（福島大朝） おはようございます。これより、伊方町議会第83回定例会を開会いたします。只今の出席議員は14名であります。

よって、本会議は成立いたしました。

町長招集挨拶

○議長（福島大朝） 町長招集挨拶

○町長（高門清彦） 議長

○議長（福島大朝） 町長

○町長（高門清彦） 皆さん、おはようございます。

本日ここに、伊方町議会第83回定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては何かとご多忙の中、ご出席を賜り、感謝を申し上げる次第でございます。また、日頃から町政の推進に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

まず、大分市の佐賀関で起きた大規模火災についてでございます。

この火災におきましては、多くの建物が焼失した他、人的な被害もありました。改めて、火の怖さを痛感するとともに、更なる町の消防・防災力の強化に努める必要があると感じている次第でございます。また、被災された方々には、心よりお悔やみとお見舞いを申し上げますとともに1日も早い復興を願うばかりでございます。

さて、今年も残すところ、後僅かとなりました。町内の柑橘農家の皆様には、収穫作業など、大変お忙しい日々をお過ごしのことと存じます。これから春先にかけて、柑橘の出荷が続いてまいります。農家の皆様には、健康にご留意のうえ、全国の消費者の皆様へ、伊方で育ったおいしい柑橘をお届けできますように、お願いを申し上げます。

今年1年を振り返ってみますと、まずは新伊方町が誕生して、4月で20年が経過いたしました。この20年の歩みは決して平坦な道のりばかりではありませんでしたが、議会の皆様をはじめ、町民一人ひとりのご協力をいただきながら、幾多の困難を乗り越えることができたと感じております。また、合併記念式典において、表彰された皆様には、改めて、心より感謝を申し上げますとともに、式典の開催にご協力をいただいた全ての皆様に、この場をお借りして、厚くお礼を申し上げます。この節目を新たな出発点と捉え、町が抱える様々な課題に全力で取り組む所存でございますので、今後とも、議員各位をはじめ町民の皆様には、温かいご支援とご協力を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

次に、瀬戸アグリトピアについてでございます。

ご案内のとおり、宿泊棟5棟の改修工事が7月末に完了し、8月から運用を開始いたしました。自然素材による温かみや室内からの絶景、また一部サウナを採用するなど、健康志向にも応えられるように整備し、8月の1か月間には600人を超える方々に利用していただきました。また、新たな指定管理者のもと、施設を活用した様々なイベントを通じて、利用拡大に努めておられま

す。今後とも、佐田岬の魅力を満喫していただけるような施設運営に努めるよう、指導してまいりたいと考えております。

次に、先日行われた原子力防災訓練についてです。

10年ぶりとなる国の総合防災訓練の実施にあたり、周辺自治体や住民、各防災関係機関などから多数のご参加をいただき、原子力災害時の職員対応や住民の避難方法、避難経路などについて確認いたしました。

訓練では、陸・海・空、それぞれのルートによる住民避難を行った他、全国初となる可搬式のエアシェルターの設営訓練や、ドローンによる資機材搬送訓練など、新たな取組みを行いました。この訓練を通じて、住民の避難円滑化を図るための避難方法の多様化も非常に重要な取組みではありますが、半島地域の避難ルートの多様化についても非常に重要であると、改めて痛感しております。このため、高規格道路の伊方町への延伸や豊予海峡ルートの実現に向けて、引き続き声を上げてまいり所存でございます。今後とも、訓練と事後検証を繰り返し行うことにより、万が一事故が起きた場合の円滑な住民避難体制の構築について、関係機関と連携しながら取り組んでまいりたいと考えております。

次に、伊方発電所についてです。

1号機においては、平成29年9月から廃止措置に向けて、第1段階の作業を行っておりますがご案内のとおり、四国電力は先月20日、第2段階へ移行するための計画変更を国へ申請するとともに、町に対して、安全協定に基づき、事前協議の申し入れを行いました。長期に渡る廃炉作業にあたり、町では四国電力に対しまして「安全を第一に作業を行うこと」「可能な限り町内の雇用や経済の活性化に協力すること」「廃炉において発生する放射性廃棄物については、責任をもって適切に処理すること」を求めたところでございます。

本件につきましては、今後の国による審査の状況を注視するとともに、議会の皆様のご意見をいただきながら、計画の可否について判断してまいりたいと考えておりますので、引き続きご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

次に、今定例会の補正予算に盛り込んでおります、主な取り組みといたしましては、特別養護老人ホーム青石寮の事業運営を行うための追加の負担金、老朽化した小中浦老人憩の家の解体経費、橋梁、トンネルの長寿命化計画策定委託費、九町小学校の閉校等に伴う、スクールバス待合所の整備費などを計上いたしておりますので、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

さて、今定例会に提案をいたします案件でございますが、

- ・報告 1件
- ・条例制定 12件
- ・補正予算 6件
- ・契約案件 3件
- ・その他 2件でございます。

いずれも町政を進めるうえで、非常に重要な案件でございます。

会期中、よろしくご審議のうえ、ご決定賜りますようお願いを申し上げ、招集の挨拶といたします。どうぞ、よろしくお願ひいたします。

議事日程報告

○議長（福島大朝） 議事日程報告を行います。本日の議事日程は、お手元に配布してあるとおりであります。それに従いまして、議事を進めてまいります。

これより、本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

○議長（福島大朝） 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、11番 中村敏彦議員、12番 吉川保吉議員を指名いたします。

会期の決定

○議長（福島大朝） 日程第2「会期の決定」を議題といたします。お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から12月16日までの7日間といたしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、7日間と決定いたしました。

諸般の報告

○議長（福島大朝） 日程第4「諸般の報告」を行います。

お手元に配布してありますとおり、監査委員から、地方自治法第199条第9項の規定により、定期監査報告書及び同法第235条の2第3項の規定により、例月現金出納検査結果報告書が出されておりますので、お目通しください。

次に、議員派遣の結果報告を行います。

お手元に配布してありますとおり、派遣議員を代表して、議会運営委員会の高月芳人委員長から報告書が出されておりますので、お目通しください。

議員各位におかれましては、今回の行政視察研修を今後の議員活動に活かしていただきますようお願いいたします。

以上で諸般の報告を終わります。

一般質問

○議長（福島大朝） 日程第4「一般質問」お手元に配布の一般質問通告一覧のとおり、一般質問が出ておりますので、会議規則第61条の規定により、一般質問を許します。

受付順により、阿部孝志議員、加藤智明議員の順にお願いいたします。

一般質問は、大綱ごとに、質問とそれに対する答弁をお願いいたします。

なお、再質問の回数は会議規則第 55 条を引用し 1 つの大綱につき、2 回以内と定めます。

初めに、阿部孝志議員、一般質問、大綱 1 をお願いいたします。

○議員（阿部孝志） 議長

○議長（福島大朝） 阿部議員

○議員（阿部孝志） この度は、一般質問の機会をいただきありがとうございます。只今、議長のお許しをいただきましたので、通告に従い、一般質問を行わせていただきます。町政発展のため、明快なご答弁をお願い申し上げます。

大綱 1 「伊方町における移住促進について」

今年度、伊方町は合併 20 周年を迎えました。合併当時の伊方町の人口は 1 万 3,076 人でしたが、20 年経過した現在は 7,528 人となり、42.4%減となっています。今後予想される人口推移では国立社会保障・人口問題研究所の推計によれば、10 年後の令和 17 年は 5,600 人、20 年後の令和 27 年は 4,146 人となっております。

伊方町では、少子高齢化と人口減少が進行し、特に若年層の流出による地域活力の低下や労働力不足、空き家の増加が深刻化しております。加えて、町の地形的な制約もあり、雇用・交通・住宅などの面で都市部との格差が大きいのが現状です。こうした中で、全国的には、地方への移住や二拠点居住の動きが広がっており、テレワークや多様な働き方の普及により、地方での暮らしが現実的な選択肢となりつつあります。

伊方町は海・山・風などの自然資源に恵まれ、再生可能エネルギーや農業、漁業、観光など、地域の特色を活かした新しいライフスタイルの実現が可能な地域でもあります。地方への移住促進は、人口減少対策だけでなく、地域の未来を築く重要な施策と考えます。

そこで、伊方町における移住促進策について、2 点質問をいたします。

まず 1 点目、現状の確認としまして、本町における近年の移住・定住の状況、移住者数や相談件数の推移について、現状をどのように把握しておられるか伺います。また、移住支援制度（補助金・住宅支援・移住相談窓口など）の実施状況と課題についてもお聞かせください。

2 点目、課題の整理といたしまして、全国的な傾向から見ても、移住を阻む要因は主に次の 3 つに集約されると思います。まず 1 つ目が、仕事が見つからない（雇用・収入面の不安）。2 つ目が住まいを確保しにくい（空き家の情報不足・改修費の負担）。3 つ目が、地域に馴染みにくい（人間関係・生活利便性）。

伊方町でもこれらの課題が存在すると思いますが、特に若年層・子育て世代が住みたいと感じるためには、どの部分に最も力を入れるべきとお考えか、見解を伺います。

○議長（福島大朝） 只今の阿部議員の一般質問、大綱 1 に対する理事者の答弁を求めます。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（福島大朝） 町長

○町長（高門清彦） 阿部議員の「伊方町における移住促進について」のご質問にお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、本町の人口は、合併当時の約1万3千人から、20年で5千人以上が減少し、更に、10年後、20年後の推計値におきましても大変厳しい数字が示されております。町では人口減少対策を喫緊の課題と捉え、この減少傾向をできる限り緩やかにするための対策に取り組んでいるところでございます。

まず、ご質問1点目の現状の確認についてでございます。

移住・定住の状況について、直近3か年の件数を整理しますと、移住者数は令和4年度12人、令和5年度8人、令和6年度5人となっておりますが、転入者数全体としては、令和4年度215人、令和5年度244人、令和6年度212人と推移しております。相談件数につきましては、令和4年度37件、令和5年度32件、令和6年度68件でございます。移住支援制度の実施状況につきましては、国や県が都市圏で開催する移住フェアへの参加や移住者が住宅改修を行う場合の支援金などの他、定住促進奨励金や奨学金返還支援金、結婚・出産祝い金、こども医療費助成など、様々な角度から、移住者支援だけでなく町内からの転出抑制策を展開しているところでございます。課題としましては、移住・定住、結婚、子育て、教育など、町が行う支援制度がまだまだ充分には認知されていないことが挙げられるところでございます。

次に、課題の整理として挙げられている、仕事・住宅・地域との共生についてでございます。

仕事については、町内企業との連携による若年層向けの就業やインターンの斡旋、テレワーク等の柔軟な働き方の導入促進、起業支援の拡充。住宅については、空き家調査の更なる促進と町内不動産業者との連携。また、町有施設の民間活用提案の取り組みを継続し、産業と雇用の創出及び住宅の確保に努めてまいります。地域との共生については、公共交通をはじめとする生活の利便性向上と地域コミュニティの交流機会の充実、また、子育て世帯に特化した保育・教育環境の充実、学校・地域との連携を深めるとともに、移住者と地元住民が自然に交流できる場づくりを役場だけでなく、地域との協働により考えていく必要があります。いずれも、大変重要な取り組みでございますので、優先順位をつけるのではなく、総合的に事業展開する必要があると感じております。

また、最近では都市部と地方の利点を組み合わせた新たなライフスタイルである、二地域居住に注目しており、今後、国の制度の動向を見据えながら、自治体として支援できる体制について調査・研究を行うなど、伊方町を選んでもらえるような取り組みを行い、関係人口の増加に努めてまいります。

以上、阿部議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（福島大朝） 只今の答弁に対する再質問を許します。

阿部議員、大綱1の再質問はありませんか。

○議員（阿部孝志） 議長

○議長（福島大朝） 阿部議員

○議員（阿部孝志） 只今の町長の答弁の中で、移住者数と移住者相談件数の報告がありました。

ちょっと私の方も調べたんですけど、愛媛県が令和7年6月9日にプレスリリースしております「令和6年度愛媛県への移住実績について」の中に、伊方町は愛媛県下20市町の中で、移住者数が令和4年度から令和6年度まで、先程も答弁がございましたが、実績で言いますと3年連続最下位になっておりますが、令和6年度の移住相談件数は前年度比212.5%で、愛媛県20市町の中で1番の実績となっております。コロナ禍後の経過を踏まえて、伊方町に興味や関心がある人が増えているのは事実でございます、これを踏まえて、どうやって移住者数を増やすかというふうなことになると思います。

町長は、伊方町では様々な支援制度がありながら、十分には認知されていないと答弁されましたが、私がこの4月に議員として初当選させていただいた時に、議員研修の中で各担当課の課長や担当職員から業務と施策について、説明を受けました。その時に保健福祉課長は、愛媛県で1番の支援制度を持っていますと、私に力強く言っていただきました。私もこの説明を聞いた時に出産、子育て、医療、教育、介護と様々な支援制度があることに、私自身も初めて知る内容がかなりあったんですが、それを思うと同時に、この伊方町に関して、物凄くもう自分自身、自信と誇りを持った次第です。

今後、愛媛県で1番の支援制度を持っているこの伊方町で、移住促進をどう繋げていくか、認知不足を解消するためにどうするのか、町長の考えをお伺いしたいと思います。

○議長（福島大朝） 只今の阿部議員の大綱1、再質問に対する理事者の答弁を求めます。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（福島大朝） 町長

○町長（高門清彦） それが1番、我々にとっても頭の痛い部分でございます。

その前に、移住者の定義についてなんですけど、伊方町は極端に移住者が少ないという県の統計が出ております。県の方にも移住者の定義について明確にしてほしいと、カウントしてるその土台というか、ベースと言いますか、それが市町によってどうも統一されてない。私はそういった感覚を持っております。

伊方に住所を移してこられた方が200人ほどおられるのに、移住者が一桁っていうのは、どうも他の市町に比べて、そのカウントの仕方が厳し過ぎるんじゃないかなというふうな、これは自分の思いなんですけど、そういったことを思っております。これは、町の担当者にも言ってることなんですけれども、また県に対しても、統一した考え方のもとで移住者のカウントをしていただけるように、今までも申入れしておりますが、今後ともその申入れを行ってまいりたいと思っております。

そのうえで、議員ご指摘のように、中々制度を作っても、それが町民にも、また、対外的にも認知されていないっていうところは、非常に町にとっての大きな課題であるというふうに思っております。この点については、あらゆる方策で情報発信をしているつもりでございますけれども、

中々それが浸透していないというところがございます。ぜひ議員の皆さん方からも、こういったことをやればもっと全国的に発信ができますよということを、あれば教えていただいたらありがたいと思っております。考え得る全てのことに、費用対効果も考えながらでございますけれども取り組んでまいりたいと思っております。1番と言いますか、町でどういうふうな情報発信をしていくかということは、大きな課題として捉えている、また悩んでいる部分でも正直ございます。

以上です。

○議長（福島大朝） 只今の答弁に対する再々質問を許します。

阿部議員、大綱1の再々質問はありませんか。

○議員（阿部孝志） 議長

○議長（福島大朝） 阿部議員

○議員（阿部孝志） 先程の町長の答弁からもございましたように、まず認知していただくことが1番大事で、町民でも、私も、全然知らない施策がかなりありました。認知をぜひ広げていただきたいのと、やはり人口減少対策が1番早急な問題だと思いますので、私が今回質問をさせていただいた移住促進を、そこに繋げていければ良いなど、特に子育て世代の移住をどんどん進めていきたい。そのためには、伊方町が持っている支援制度を十分に広めていっていただきたいなというふうに考えております。

その中で、今、子育て世代の話をしました。今、伊方町の方で保育留学を実施されていますが、今後子育て世代を通じて、この子育て世代を伊方町への移住に繋げていけないか。これは例えば、伊方町として、どういうふうな考えで取り組んでおられるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（福島大朝） 只今の阿部議員の大綱1、再々質問に対する理事者の答弁を求めます。

○保健福祉課長（由井一隆） 議長

○議長（福島大朝） 保健福祉課長

○保健福祉課長（由井一隆） 保育所留学についてのご質問ですが、実績から申しますと、7年度予定は8組で、現在7組は既に実施しております。一応この目的というのが、交流人口の増加でやっております。色々留学生の保護者にもご意見を聞きながら実施はしておりますが、まだ移住に繋がった実績はございません。

今後、移住者の増加に繋がるように、また、留学生、留学生の保護者、そこら辺の意見を聞きながら、またこの事業を進めていけたらと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（福島大朝） 町長

○町長（高門清彦） 数については、担当課長がお伝えしたとおりでございます。保育所留学が一足飛びに移住に繋がるといのは中々厳しいものがあるんだろうと思います。まず伊方町を知ってもらうこと、そして、伊方に興味を持ってもらうこと。更に先程も申しましたように、一時

居住も含めて伊方に1回滞在してもらって、それで気に入っていただくと、最終的にようやく移住に繋がってくるんだろうとっております。

子育て中の方にお話をお聞きすると、1番子どものことに関してのご心配事は、医療と教育でございます。この点については、どうしてもやっぱり都会のような大病院があるわけではございません。その中で、もう最小限ですけれども、今の診療所の体制っていうのは、我々としてもしっかりと守っていきたいとっております。今、教育長も含め、今後はもう子どもの数が減ることがどうしてもな悩みでございますが、学校再編に取り組んでおります。教育環境整備っていうのは町の仕事でございますので、環境整備をしっかりと取り組んでまいりたいとっております。

そして、子育て前ですけれども、若い方に聞きますと、出産への不安がどうしてもございます。八幡浜市に産婦人科がなくなったら、大洲、松山、宇和島、そういったところで出産をしなければならない、その不安がございます。今、産院に通うためにタクシーの補助を行っておりますけれども、先般、職員提案の審査会を行いました。職員からの提案で、例えば、出産間近になると、その産婦人科の近くにマンスリーマンションとか、そういったものを借りて、安心して病院の近くで出産日を迎えたいというふうなお声があるので、そういったところも考えてみてはどうかという職員の提案をいただきましたので、来年の当初予算に向けて、そういったことにも取り組んでみたいと、今考えているところでございます。

いずれにしても、そういう諸費用面もそうですけれども、様々なツールを使って、まず伊方に関心をもって、そして、それが地域とかあるいは移住定住に繋がっていくような、地道な努力になりますけれども、今後もやってまいりたいとっております。

以上です。

○議長（福島大朝） 以上で、阿部議員の一般質問を終わります。

続いて、加藤智明議員、一般質問、大綱1をお願いいたします。

○議員（加藤智明） 議長

○議長（福島大朝） 加藤議員

○議員（加藤智明） それでは、議長の許可をいただきましたので、通告に従いまして、一般質問させていただきたいと思っております。

大綱1「町道・県道の雑草、雑木及び業務体制について」お尋ねいたします。

町道・県道の管理における草刈り作業は、安全で快適な生活環境の維持の他、景観維持、更には地域の防災・減災にも関連する重要な業務です。

今年も5月頃には雑草が伸び始め、1か月も経てば交通の妨げとなるほどに成長します。県道は毎年7月中旬頃に草刈り作業をしていただいておりますが、従来の年1回の草刈りでは対応しきれない箇所も見受けられます。

特に、三崎の港から灯台へ向けての県道・町道においては、雑草によって道路の幅員が実質的に狭まるとともに視界も悪くなります。車が中央寄りに走行せざるを得ないため、自転車やバイ

クを含めた車両の通行の妨げになっており、視界不良を起こすために、危ないと思うことも少なくありません。

また、作業員の人員配置や作業効率、機械化の導入状況についても課題があると考えられます。今後も作業員の確保も難しくなっていくことが予想される中で、伊方町として、草刈り業務の安全性確保と効率化に向けた取り組みについて、お伺いいたします。

まず1つ目に、清掃作業員ですが3名体制で作業されていると思うんですが、適正であるかどうか。

2つ目に、三崎港から灯台までの県道の草刈作業について、年に1度の作業では対応しきれていない箇所が多いが、県に対して作業回数増の要望はしているのか。

3つ目にマンパワーでの作業には限界があり人材確保も年々難しくなると思うのですが、効率化を求めるうえでも路面清掃車・除草作業車両の導入をされる考えはないか、お伺いいたします。

○議長（福島大朝） 只今の加藤議員の一般質問、大綱1に対する理事者の答弁を求めます。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（福島大朝） 町長

○町長（高門清彦） 加藤議員の「町道・県道の雑草、雑木及び業務体制について」のご質問にお答えいたします。

ご案内のとおり、本町では町道及び公園等の適正な維持管理を推進するため、地域環境対策作業チームを設置し、日々、交通の安全確保、生活環境の保全、景観の向上、防災減災を目的に業務を行っているところでございます。

まず、ご質問1点目の作業員数の適正性についてです。

町道及び公園の草刈りにつきましては、年間の作業量や町内の道路状況を踏まえ、平成21年の設置当時から、道路作業チームは旧町の地域ごとに1チーム3名の3チーム、合計9名、公園作業チームは町内に1チーム、合計3名と要綱に定め、運営しているところでございます。また繁忙期等には必要に応じ、旧町を超えて作業員の範囲を拡大するなど、作業の効率化と円滑化及び、快適な生活環境の維持に努めているところでございます。従いまして、現時点では、適正な人員確保に努めながら、この体制で作業を進めてまいりたいと考えております。

次に、2点目の県道の草刈り要望についてでございます。

県に対して、草刈りの回数に関する要望は特に行っておりませんが、雑草などが交通の安全性や見通しの確保に影響を及ぼす場合は必要に応じて情報提供を行い、実施可能な範囲で対応していただいております。今後、住民の皆様からのご意見や現地の状況等を踏まえ、適宜、県へ情報提供を行い、交通の安全確保について要望してまいりたいと考えております。

次に、3点目の専用車両の導入についてでございます。

作業の効率化を図るための路面清掃車や除草作業車両につきましては、その効果を十分に認識しているところでございますが、一方で導入に係る初期投資、維持管理費、運転操作に必要な専

門人員の確保、更には町内の道路規模や現場条件との適合性など、様々な要素を総合的に検討する必要があります。現在、公園作業チームにおきましては、広範囲な平地での作業が必要なことから、作業の効率化を図るため、自走式草刈機を2台導入し、作業を進めているところでございますが、道路作業チームにつきましては、先程申しました経費の問題や専門の人員確保、町内の道路事情や作業量などを踏まえたと現時点で専用車両等の導入に踏み切ることは困難であると考えております。

なお、議員ご指摘のとおり、従来、行政主導で実施してきた道路の除草には限界があるため、令和4年から、町と地域住民及び地元企業等が連携し、町が有償により除草作業を委託する取組みを行っております。このような取組みについて、住民の皆様のご協力もいただきながら、可能な範囲で環境美化と交通の安全確保に努めてまいりたいと考えております。

以上、加藤議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（福島大朝） 只今の答弁に対する再質問を許します。

加藤議員、大綱1の再質問はありませんか。

○議員（加藤智明） 議長

○議長（福島大朝） 加藤議員

○議員（加藤智明） まず1つ目の質問、人数が適正であるかどうかというところです。

要綱で3名と決められて、適正であるということですが、私も仕事によく草刈りの作業現場を見ることがあります。確かに3名いれば、交通誘導、草刈り、そして、ブローワー等で吹き飛ばす作業員がおられて、スムーズに作業しているんですが、2人とか1人欠員が出た場合、明らかに作業効率悪くなっているように見受けられます。今は草刈りした後、ブローワーで綺麗にされているんですが、交通の妨げにならない程度であれば、私は良いと思っておりますので、もう少し作業の簡素化、そして、効率を上げて幅広い範囲を作業された方が良いのではないかと考えております。その辺について、もうちょっとお伺いいたします。

先程も欠員が出ると効率が悪くなるということを言いましたが、これは、もう1人増やして4名体制にすれば、そういった問題の解決にも繋がると思いますが、4名体制にするお考えはないのか。

そして、2つ目の質問に、適宜県に情報提供し対応していただいているとのことですが、その県に対する要望というのは部落から町の方に出して良いものか、それとも、普段生活や仕事で使われている方が支所等に相談をしに行っても良いものなのか。要望の仕方等と、後、雑草もですが雑木ですね。電線等に引っかかって気になられている方、凄く多く聞いております。そういった雑木に関しての要望っていうのも同じように要望を出して良いのか、お尋ねいたします。

3つ目、専用車両の導入についてです。確かに、町道だけを見れば作業量が少ない、費用対効果も悪いと私も思います。ただ、伊方町は県道や国道も中々あります。その辺も視野に入れて、また他の自治体と専用車両を共有しながら作業するといった検討も必要なのではないかと思えます。そういった検討をされているのかを確認いたします。

○議長（福島大朝） 只今の加藤議員の大綱1、再質問に対する理事者の答弁を求めます。

○建設課長（辻龍彦） 議長

○議長（福島大朝） 建設課長

○建設課長（辻龍彦） 加藤議員の再質問に対してお答えいたします。

まず4名体制にした方が効率的に良いんじゃないかという点でございますが、議員が言われるとおり、人員を増員すれば作業の効率は上がると考えられます。また、休憩や休暇も取りやすくなると考えられます。現状3名体制での有休・夏季休暇の取得状況でございますが、ほぼ限度に近い取得率になってございます。現体制で休暇が取りにくいといった状況はございません。

また、毎年各地域の作業員を集めまして、作業内容・安全対策・雇用条件・作業環境の改善などについて協議を行ってございますが、現体制で、作業効率が悪いので増員してくれとか、そういったような要望も特にございません。現時点では、この体制で作業を進めてまいりたいと考えております。

2点目に、県に対する要望の仕方なんですけど、雑草・雑木等、やはり生えてから、しばらくになっておるところもございまして。そういった場合は、建設課に直接通報いただければ、県に情報提供して現場説明して、そういった要望を繋げるといったような対応を現在もしてございまして通報いただければと思っております。

それと3点目の専用車両の関係です。

導入に関しましてですけれども、他自治体でも様々な導入事例があることは承知してございますが、本町におきまして、現在、道路作業チームとしての専用車両等の導入の考えはございませんが、今後、作業の効率化や省力化の観点から、他自治体の取組みを参考にしながら、本町の作業に適した方法を調査研究してまいりたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（福島大朝） 只今の答弁に対する再々質問を許します。

加藤議員、大綱1の再々質問はありませんか。

○議員（加藤智明） 議長

○議長（福島大朝） 加藤議員

○議員（加藤智明） まず、4人体制にするお考えは今のところないということで、休暇の方も、皆さん十分取られているということですが、普段の欠員ですよね。ちょっと三崎地区に限るんですが、三崎地区は特にちょっと欠員が多く出たように見受けられましたので、なんて言うんですか、もう人数を地域によって変えても良いのかもしれませんが、1人でも増やしておいて、ある程度3名体制を確保するなり、人数は増やしても良いのではないかと思います。

後、専用車両の導入ですね。これは、結構運転に専用の技術とか運転資格がいるんじゃないかと思われるんですが、積載型車両っていうのがありまして、4tトラック等に機械を積んで作業

するという機会も見受けられます。また、除草作業には温水除草とか、除草剤が使われている自治体等もあるようなんですが、その辺もし環境に適した優しい除草剤等があれば、なおさら良いと思うんですが、その辺の情報等々、検討されていることがあればお伺いいたします。

○議長（福島大朝） 只今の加藤議員の大綱 1、再々質問に対する理事者の答弁を求めます。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（福島大朝） 町長

○町長（高門清彦） それは、作業員 4 人、5 人、多ければ多いほど良いと思いますけれども、町の職員、正職員で 200 名、それから、会計年度任用職員 100 名、それから、関連を入れたら、かなりの人数がございます。近年の人事院勧告による人件費の増加ということも、一方では念頭には置いておかなければならない。道路作業、ご承知のとおり、どれだけの人数を出せるかっていうのは、全体の中で考えてまいりたいと思っております。各部門から人員増やしてくれという要望は出ております。その中で最適な人数の割当てはこういったものかという観点も一方では必要だろうと思っております。

車両に関しましては、災害時の対応のためのホイールローダーは、現在町で所有をいたしております。普段の除草作業に関する車両、伊方は特に斜面が多いものですから、道路の草刈りにどういった車両が合うのかなって、ちょっと思い浮かばないんですけれども、議員ご指摘をいただいたような温水でありますとか、環境に優しい除草剤とかっていうことがありましたら、検討をさせていただいたと思っております。一部では温水で資金繰りをやって、一部メリット・デメリットがあるということもお聞きをしておりますけれども、効率的にやれる方法を町としても検討をするようにやってまいりたいと思います。

以上です。

○議長（福島大朝） 以上で、加藤議員の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

再開は 11 時 10 分といたします。

(休憩 10 : 51～11 : 10)

報告第 9 号

○議長（福島大朝） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

日程第 5「町長の専決処分事項報告について」報告第 9 号を議題といたします。

報告内容の説明を求めます。

○副町長（菊池隼人） 議長

○議長（福島大朝） 副町長

○副町長（菊池隼人） 報告第 9 号、町長の専決処分事項報告について、ご報告いたします。

本件につきましては、車両損傷事故に関し、和解及び損害賠償が必要となり、専決処分を行いましたので、地方自治法第 180 条第 2 項の規定により報告するものであります。

和解及び損害賠償の相手方は伊方町在住の個人で、和解の要旨は令和 7 年 10 月 6 日午前 8 時 45 分頃、伊方町中之浜の町道中之浜城ノ首線において、地域環境対策作業員が草刈り作業をしていた際、車庫に駐車してあった相手方車両の左後方部に石が飛散し、ガラスを損傷させたことに伴い、その修理費用を賠償したものであります。

損害賠償の額は 3 万 7,752 円で、専決処分年月日は令和 7 年 10 月 29 日でございます。

なお、こうした事故を防ぐために、作業員に対し厳重注意を行い、安全作業の励行を徹底しているところでございます。今後も重ねて注意喚起に努めてまいりますので、よろしく願いいたします。

○議長（福島大朝） 報告事項ですが、質疑があれば承ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

以上で、報告第 9 号、町長の専決処分事項報告についてを閉じます。

議案第 92 号

○議長（福島大朝） 日程第 6「伊方町防災行政用無線局条例の一部を改正する条例制定について」議案第 92 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○防災統括監（兵藤貞樹） 議長

○議長（福島大朝） 防災統括監

○防災統括監（兵藤貞樹） 議案第 92 号、伊方町防災行政用無線局条例の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明いたします。

本案は、八幡浜市地番整理事業の実施により、八幡浜地区施設事務組合消防本部及び消防署の地番が変更となったため、条例の一部を改正するものでございます。

改正内容について、新旧対照表をお願いいたします。

別表（第 3 条関係）の遠隔制御局を設置している八幡浜地区施設事務組合消防署の所在地の地番を下線のとおり、改めるものでございます。

なお、附則において、この条例は公布の日から施行するとしております。

以上、説明とさせていただきます。

ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（福島大朝） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第 92 号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第 92 号、伊方町防災行政用無線局条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

議案第 93 号

○議長（福島大朝） 日程第 7「伊方町議会議員の議員報酬及び期末手当並びに費用弁償支給条例の一部を改正する条例制定について」議案第 93 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務課長（井上恵隆） 議長

○議長（福島大朝） 総務課長

○総務課長（井上恵隆） 議案第 93 号、伊方町議会議員の議員報酬及び期末手当並びに費用弁償支給条例の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明いたします。

本案は、人事院勧告及び愛媛県の特別職に準拠するため、本条例中、期末手当の支給割合を改正するものであります。

改正内容について、新旧対照表をお願いいたします。

第 1 条において、本条例の第 4 条、第 2 項、第 2 号中 100 分の 172.5 を 100 分の 177.5 に改正します。次に第 2 条は、本条例の第 4 条、第 2 項、第 1 号中 100 分の 172.5 を 100 分の 175 に同項第 2 号中 100 分の 177.5 を 100 分の 175 に改正します。

なお、附則において、この条例は公布の日から施行するとしております。

ただし、第 2 条の規定は令和 8 年 4 月 1 日からの施行となります。

また、第 1 条の規定は令和 7 年 12 月 1 日から適用します。

以上、説明とさせていただきます。

ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（福島大朝） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第 93 号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第 93 号、伊方町議会議員の議員報酬及び期末手当並びに費用弁償支給条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

議案第 94 号

○議長（福島大朝） 日程第 8「伊方町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について」議案第 94 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務課長（井上恵隆） 議長

○議長（福島大朝） 総務課長

○総務課長（井上恵隆） 議案第 94 号、伊方町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明いたします。

本案は、人事院勧告及び愛媛県の特別職に準拠するため、本条例中、期末手当の支給割合を改正するものであります。

改正内容について、1 頁の新旧対照表をお願いいたします。

第 1 条において、本条例の第 3 条の 2、第 2 項、第 2 号中 100 分の 172.5 を 100 分の 177.5 に改正します。次に第 2 条は、本条例の第 3 条の 2、第 2 項、第 1 号中 100 分の 172.5 を 100 分の 175 に、同項第 2 号中 100 分の 177.5 を 100 分の 175 に改正します。

なお、附則において、この条例は公布の日から施行するとしております。

ただし、第 2 条の規定は、令和 8 年 4 月 1 日からの施行となります。

また、第 1 条の規定は、令和 7 年 12 月 1 日から適用します。

以上、説明とさせていただきます。

ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（福島大朝） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第 94 号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第 94 号、伊方町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

議案第 95 号

○議長（福島大朝） 日程第 9「伊方町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について」議案第 95 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務課長（井上恵隆） 議長

○議長（福島大朝） 総務課長

○総務課長（井上恵隆） 議案第 95 号、伊方町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明いたします。

本案は、人事院及び愛媛県人事委員会の勧告により、本条例の給料表並びに通勤手当、初任給調整手当、期末手当及び勤勉手当等について、金額または支給割合を改正するものであります。

改正内容について、1 頁からの新旧対照表をお願いいたします。

第 1 条において、本条例の第 9 条、第 2 項、第 2 号中、通勤手当の片道 20 km以上の区分について、新旧対照表のとおり改正及び追加し、初任給調整手当について、第 18 条の 3、第 1 項、第 1

号中 41 万 6,600 円を 41 万 7,600 円に、同項第 2 号中 5 万 1,600 円を 5 万 2,100 円に改正し、第 18 条の 4 は 3 頁から 4 頁の新旧対照表のとおり、支給額を改正します。

次に期末手当について、第 19 条、第 2 項中の支給割合を、100 分の 125 を 100 分の 127.5 に、第 3 項中 100 分の 125 を 100 分の 127.5 に、100 分の 70 を 100 分の 72.5 に改正します。

次に勤勉手当について、4 頁及び 5 頁をお願いします。

第 19 条の 4、第 2 項、第 1 号中の支給割合を、100 分の 105 を 100 分の 107.5 に、同項第 2 号中の 100 分の 50 を 100 分の 52.5 に改正します。

また、給料表を 5 頁から 19 頁のとおり改正します。

次いで、第 2 条、20 頁をお願いします。

本条例の期末手当について、第 19 条、第 2 項中の支給割合を、100 分の 127.5 を 100 分の 126.25 に同条第 3 項中 100 分の 127.5 を 100 分の 126.25 に、100 分の 72.5 を 100 分の 71.25 に改正します。

21 頁をお願いします。

勤勉手当について、第 19 条の 4、第 2 項、第 1 号中の支給割合を、100 分の 107.5 を 100 分の 106.25 に、同項第 2 号中 100 分の 52.5 を 100 分の 51.25 に改正します。

なお、附則において、この条例は公布の日から施行するとしております。

ただし、第 2 条の規定は令和 8 年 4 月 1 日からの施行となります。

また、第 1 条の規定は、令和 7 年 4 月 1 日から適用しますが、期末・勤勉手当の規定については同年 12 月 1 日からの適用です。

以上、説明とさせていただきます。

ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（福島大朝） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第 95 号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第 95 号、伊方町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

議案第 96 号

○議長（福島大朝） 日程第 10 「伊方町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について」議案第 96 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務課長（井上恵隆） 議長

○議長（福島大朝） 総務課長

○総務課長（井上恵隆） 議案第 96 号、伊方町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明いたします。

本案は、人事院及び愛媛県人事委員会の勧告により、本条例の給料表を 1 頁から 12 頁のとおり改正します。

なお、附則において、この条例は公布の日から施行し、令和 7 年 4 月 1 日から適用するとしております。

以上、説明とさせていただきます。

ご審議のうえ、ご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（福島大朝） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第 96 号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第 96 号、伊方町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

議案第 97 号

○議長（福島大朝） 日程第 11「伊方町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について」議案第 97 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務課長（井上恵隆） 議長

○議長（福島大朝） 総務課長

○総務課長（井上恵隆） 議案第 97 号、伊方町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明いたします。

近年、宿泊料が高騰しており、特に首都圏でその傾向が顕著にみられます。

そのため、東京都の特別区や政令指定都市の区域である県外甲地を特別職・一般職とも 5 千円増額し、それぞれ 2 万円と 1 万 8 千円に改正します。その他、県外乙地の額は現在の県外甲地の額に、県内甲地は現在の県外乙地の額に、県内乙地は現在の県内甲地の額に、それぞれ新旧対照表のとおり引き上げます。

なお、この条例は令和 8 年 4 月 1 日から施行します。

以上、説明とさせていただきます。

ご審議のうえ、ご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（福島大朝） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第 97 号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第 97 号、伊方町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例制定については原案のとおり可決されました。

議案第 98 号

○議長（福島大朝） 日程第 12「伊方町税条例の一部を改正する条例制定について」議案第 98 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○町民課長（山下博文） 議長

○議長（福島大朝） 町民課長

○町民課長（山下博文） 議案第 98 号、伊方町税条例の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明いたします。

本案の条例制定については、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律の施行に伴い、本条例の一部を改正する必要性が生じたため、ご提案するものでございます。

主な改正内容は、固定資産税について、1 の納期において全額を徴収する額を「4,500 円以下」から「3,900 円以下」に改めるもの、次に、固定資産税の納期前納付報奨金を廃止するものでございます。

なお、この条例は令和 8 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

以上、ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（福島大朝） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第 98 号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第 98 号、伊方町税条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

議案第 99 号

○議長（福島大朝） 日程第 13「伊方町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について」議案第 99 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○町民課長（山下博文） 議長

○議長（福島大朝） 町民課長

○町民課長（山下博文） 議案第 99 号、伊方町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定

について、提案理由をご説明いたします。

本案の条例制定については、国民健康保険の適正かつ安定的な運営を確保するため、本条例の一部を改正する必要があるため、ご提案するものでございます。

今回の改正内容は、国民健康保険税の税率を県が示す標準保険税率に近づけていくため、段階的に税率を改定するもので、新旧対照表の改正前、改正後欄にお示ししているように、医療給付費分後期高齢者支援金分、介護納付金分ごとの所得割、資産割、均等割、平等割の税率を改正するものでございます。

なお、この条例は令和8年4月1日から施行するものでございます。

以上、ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（福島大朝） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第99号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第99号、伊方町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

議案第100号

○議長（福島大朝） 日程第14「伊方町立学校設置条例の一部を改正する条例制定について」議案第100号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○学校教育課長（阿部茂之） 議長

○議長（福島大朝） 学校教育課長

○学校教育課長（阿部茂之） 議案第100号、伊方町立学校設置条例の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明いたします。

本案は、九町小学校を伊方小学校に統合することに伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

改正内容につきましては、新旧対照表のとおり、小学校の名称及び位置を規定しております、別表第1から九町小学校の項を削るものでございます。

なお、この条例は附則におきまして、令和8年4月1日から施行するものでございます。

以上、ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（福島大朝） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第 100 号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第 100 号、伊方町立学校設置条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

議案第 101 号

○議長（福島大朝） 日程第 15「伊方町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定について」議案第 101 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長（由井一隆） 議長

○議長（福島大朝） 保健福祉課長

○保健福祉課長（由井一隆） 議案第 101 号、伊方町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定について、提案理由をご説明いたします。

本案につきましては、令和 8 年 4 月 1 日から全国一斉に乳児等通園支援事業が開始されることに伴い、公立施設以外の場合は事業の認可を町長が行うため、その許可基準を定める必要があり本条例を制定するものでございます。

内容につきましては、国の設備及び運営に関する基準を引用し、人員配置基準、設備基準、運営基準等、国の基準と同様としております。

附則として、この条例は公布の日から施行するとしております。

以上、ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（福島大朝） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第 101 号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第 101 号、伊方町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定については、原案のとおり可決されました。

議案第 102 号

○議長（福島大朝） 日程第 16「伊方町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例制定について」議案第 102 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長（由井一隆） 議長

○議長（福島大朝） 保健福祉課長

○保健福祉課長（由井一隆） 議案第 102 号、伊方町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例制定について、提案理由をご説明いたします。

本案につきましては、令和 8 年 4 月 1 日から全国一斉に乳児等通園支援事業が開始されることに伴い、事業に対する給付費の支給を受ける場合は、町長の確認を受けることができ、町長は利用定員を定めて行うこととされていることから確認基準を定める必要があり、本条例を制定するものでございます。

内容につきましては、国の運営に関する基準を引用するもので、保育の内容、保護者との連携安全管理、苦情への対応、記録の整備等、国の基準と同様としております。

附則として、この条例は令和 8 年 4 月 1 日から施行するとしております。

以上、ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（福島大朝） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第 102 号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第 102 号、伊方町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例制定については、原案のとおり可決されました。

議案第 103 号

○議長（福島大朝） 日程第 17「伊方町税条例の特例に関する条例を廃止する条例制定について」議案第 103 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○町民課長（山下博文） 議長

○議長（福島大朝） 町民課長

○町民課長（山下博文） 議案第 103 号、伊方町税条例の特例に関する条例を廃止する条例制定について、提案理由をご説明いたします。

本案の条例制定については、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律の施行に伴い、伊方町税条例について特例を定めた条例を廃止しようとするものでございます。

なお、この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

以上、ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（福島大朝） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第 103 号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第 103 号、伊方町税条例の特例に関する条例を廃止する条例制定については、原案のとおり可決されました。

散会宣告

○議長（福島大朝） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。これにて、散会するものですが、今期定例会の会期中日程を念のため、お伝えしておきます。11 日から 15 日は、休会。16 日は、午前 10 時から本会議を再開いたします。

以上、お伝えし、本日の会議はこれをもちまして散会いたします。

お疲れ様でした。

（閉会時間 11 時 44 分）

地方自治法第 123 条第 2 項の規定によりここに署名する。

伊方町議会議長

伊方町議会議員

伊方町議会議員